

## 銃刀法と県青少年愛護条例の比較

	銃砲刀剣類所持等取締法	青少年愛護条例
目的	銃砲、刀剣類等の所持、使用に関する危害予防上必要な規制	青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護
規制対象	<p>●銃砲 拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属製弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃 (※運動エネルギー値等は別途規定)</p> <p>●刀剣類 刀、やり、なぎなた、剣、あいくち、飛出しナイフ ※それぞれ刃渡り等を規定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(例) 飛出しナイフ 45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフで刃渡り 5.5センチメートル以下で、開刃した刃体をさやと直線に固定する装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く</p> </div>	<p>●有害玩具類等</p> <p>[玩具類] 投げや (DART)、演劇用刀剣、水中銃・水中ヤス、がん具手銃、狩猟用パチンコ、吹き矢ブッシュマンⅢ (製造所シュティンゲン株式会社)、がん具銃</p> <p>[刃物類] 両刃ナイフ (ダガーナイフ等)、固定式のナイフ、折りたたみ式のナイフ</p> <p>※有害玩具類の指定の審議基準を設けたうえで、それぞれ形状、構造、機能を規定 (原則、青少年愛護審議会の意見聴取が必要)</p> <p>[審議基準例]</p> <p>1 人体に危害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(1) 玩具類</p> <p>ア 銃砲を形どったもので、実物に酷似し、一見して判別できないもの、その他飛び道具又は投げることを目的としたもので、人体に危害を与えるおそれのある玩具 (以下略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[指定例] がん具銃 (構造) 拳銃、小銃、機関銃又は猟銃の形を模したもので、圧縮空気又は圧縮ガスの力を利用し或いはバネの反動力を利用して弾丸を発射するもの (機能) 当該がん具銃用の弾丸を装填し発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりの運動エネルギーが、銃口の直前で、0.07kg-m/cm<sup>2</sup> (キログラム・メートル毎平方センチメートル) 以上のもの (ジュールでは0.68ジュール/cm<sup>2</sup>以上)</p> </div>
規制内容	<p>●所持の禁止</p> <p>●許可 (公安委員会) [目的] 狩猟、漁業・建設業、競技大会、演劇、祭礼、展示等の場合 [基準] 年齢、精神障害・認知症、刑罰、覚醒剤等薬物中毒、他人の生命・身体・財産や公共の安全を害するおそれ、自殺のおそれ等</p> <p>●輸入・譲渡・貸付・発射の禁止</p> <p>●講習、許可証、保管・運搬方法 など</p> <p>※いずれも例外規定あり</p>	<p>●有害玩具類等の青少年への販売・貸付けの禁止 (販売等の際の身分確認のみであり、業者の負担は小さい)</p>
罰則	<p>●拳銃等の所持 1年以上10年以下の懲役</p> <p>●刀剣類、鉄砲 (拳銃等及び猟銃除く) の所持 3年以下の懲役または50万円以下の罰金など</p>	<p>●有害玩具類等の青少年への販売・貸付けの禁止 30万円以下の罰金または料料</p>

※銃砲刀剣類所持等取締法及び青少年愛護条例については、新条例の検討にあたり関係する内容を抜粋